

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百十四号

大鷦土地改良区が行う土地改良事業に係る耳地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成三年八月二十六日から二十一日間

#### 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- ◆告示
- 示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
- ◆保安林の指定の解除予定（造林課）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 県道の供用の開始（〃）
- ◆都市計画の決定に係る案の縦覧（都市計画課）
- 都市計画の変更に係る案の縦覧（二件）（〃）
- 廃川敷地等の生成（河川課）
- ◆選管告示
- 選挙管理委員会の招集（総務課）
- ◆教委告示
- 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◆理容師試験等の平成三年度第二回学科試験の実施（衛生課）
- ◆雑報

## 鳥取県告示第六百十五号

郡家町が行う土地改良事業（新農村地域定住促進対策事業覚王寺区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成三年八月二十六日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

郡家町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年八月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
る。

## 鳥取県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字本谷一九四三の六、字浅井本谷一九四四の九（次の図に示す部分に限る。）、一九四四の一七、一九四四の一八、字浅井川東二〇二八の二、一〇一九の二、一〇一九の四、一〇三〇の三二、二〇三〇の三四、一〇三〇の三五、一〇三〇の三九から二〇三九の四二まで、一〇三三の一、一〇三三の三、一〇三四の二、字浅井の内スカマ二二五〇の二〇から二二五〇の二二まで、浅井荒神谷二二八一の四

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成三年八月二十三日

鳥取県告示第六百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、八頭中央都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

路線名	区間	供用開始の年月日
郡家鹿野気 高線	気高郡気高町大字勝見字箕平要害谷 七八四一一地先から同大字字乘御前 口六一三一二地先まで	平成三年八月二十六日

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百十八号**  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年八月二十三日から一週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

鳥取県知事 西尾邑次

平成三年八月二十三日

八頭郡河原町大字河原字東地村、大字片山字恵比須木及び字下沖、大字渡一木字出合河原、字向河原、字沖河原ノ上ミ、字畠ヶ田、字沢通り及び字高草堰ノ下タ、大字今在家字古屋敷及び字中河原、大字曳

# 一 都市計画の種類及び名称

## 八頭中央都市計画河川 一号千代川

## 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

山線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・四号 横断道四軒屋線（変更後三・四・五号 横断道境港線）

田字東丸山、字西丸山、字興次郎新田、字勘右エ門新田、字弥次郎新田、字崩し、字田中尻及び字小荒、大字徳吉字下河川、字中河原及び字上河原並びに大字高福字荒内、字上ミ中新田及び字下割新田

## 三 都市計画の案の縦覧場所

八頭郡河原町大字渡一木二七七 河原町役場

## 四 縦覧期間

平成三年八月二十三日から同年九月六日まで

## 鳥取県告示第六百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・四号横断道四軒屋線（変更後三・四・五号横断道境港線）、三・四・五号新米子境線（変更後三・三・四号西福原河崎線）、三・四・十号皆生温泉環状線及び三・五・十一号美濃大

## 二 都市計画を変更する土地の区域

## 追加する部分

米子市両三柳字山中六郎兵衛屋敷通

## 変更する部分

米子市両三柳字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字代吉郎道左右、字御免地道西、字新川東、字新川西、字幸助道左右、字市庵道西、字幸助道西、字文三郎道西、字治平道左右、字幸助道左右、字西、字忠次郎道西、字忠次郎道南、字隱居道西、字深池尻中通外、字高木灘道西、字三保向ヒ、字山中新川、字文平沖通及び字河崎境並びに河崎字三柳境冲ノ一、字沖通り、字大水落沖及び字矢倉灘道西

2 三・四・五号 新米子境線（変更後三・三・四号 西福原河崎線）  
変更する部分

米子市河崎字矢倉灘道西及び字沖通り

## 削除する部分

米子市河崎字大水落沖

3 三・四・十号 皆生温泉環状線  
変更する部分

米子市東福原字沖林二及び字北原六

4 三・五・十一号 美濃大山線  
変更する部分

米子市今在家字向谷田並びに赤井手字西天神免、字中天神免、字東天神免、字西中島ノ下及び字明寿庵

三	都市計画の案の縦覧場所	東伯郡東郷町大字龍島五〇〇 東郷町役場
四	縦覧期間	米子市加茂町一丁目一 米子市役所
四	縦覧期間	平成三年八月二十三日から同年九月六日まで

## 鳥取県告示第六百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画を変更しようとすると、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百二十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 河川の名称

八橋川水系に係る二級河川牛飼川

## 二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三年八月二十三日

## 三 廃川敷地等の位置

- 1 東伯郡東伯町大字八橋字牛飼谷奥二六一五番一地先から同大字字家の上二六二三番三地先まで
- 2 東伯郡東伯町大字八橋字家の上二六四〇番一地先から同大字字家の下二六七五番一地先まで
- 3 東伯郡東伯町大字八橋字家の下二六七六番一地先から同大字二六八五

番一地先まで

4 東伯郡東伯町大字八橋字禦焼口二六八七番一地先から同字二六八九番一地先まで

5 東伯郡東伯町大字八橋字禦焼口二六八九番一地先から同字二六九五番一地先まで

6 東伯郡東伯町大字八橋字蛭谷二七〇九番地先から同字牛飼谷口二七二二番一地先まで

7 東伯郡東伯町大字八橋字牛飼谷口二七二四番一地先から同字二七一七番一地先まで

8 東伯郡東伯町大字八橋字牛飼谷口二七二四番一地先から同字二七一七番一地先まで

9 廃川敷地等の種類及び数量

10 土地 四、七三七・四二平方メートル

11 土地 四、七三七・四二平方メートル

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

平成三年第十七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年八月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年八月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

1 日時 平成三年八月二十七日（火）午前十一時  
2 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

#### 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

### 雑報

1 日時 平成三年八月二十七日（火）午前十一時  
2 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁選挙管理委員室

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第一項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条一項

の規定による美容師試験の平成三年度第二回学科試験を次のとおり実施する。

平成三年八月二十三日

平成三年八月二十三日

問合せ先

〒六八〇 鳥取市弥生町三〇二一一一

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

(電話)〇八五七一二九一六〇八六)

間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

一 試験期日 平成三年十月二十七日(日)

二 試験会場 倉吉市越殿町一四〇九

倉吉市農業協同組合大会議室

### 三 受験手続

#### 1 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)

#### 2 受験願書受付期間

平成三年九月三十日(月)から同年十月四日(金)までの午前十時から午後四時まで(郵送の場合は、十月四日(金)までの消印のあるものに限る。)

#### 3 受験手数料

九千円を所定の方法により納付すること。

### 四 その他

#### 1 受験願書等配布場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

#### 2 受験願書等配布期間

平成三年八月二十六日(月)から同年九月二十五日(水)までの期